

3月の市税ぐよみ

19日 国民健康保険税第8期

分の督促状の発送

※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。

下水道への接続をお急ぎください

平成19年に公共下水道および小規模下水道の供用を開始した区域の方は、平成22年3月末で3年が経過します。

下水道の供用開始後は、3年以内に水洗便所に改造して下水道へ接続しなければなりません。水洗便所への改造、下水道への接続工事をされていない方は、市指定工事店で早急な工事をお願いします。市が行っている水洗便所改造資金の融資あつせん制度も供用開始から3年以内の工事が対象となりますので、希望される方は、早めに指定工事店へご相談ください。

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係

TEL 0897-52-11224

○東予総合支所建設管理課
上下水道係

下水道事業の受益者申告を お願いいたします

下水道が新たに整備された区域内の土地所有者などには「受益者負担金・分担金」として、下水道整備費の一部を負担していただくことになっています。

この負担金などの賦課決定の基礎となる「下水道事業受益者申告書」を、対象区域の土地所有者宛に送付しますので、内容を確認して期限内に

必ず申告してください。

申告がない場合は、市が受益者（納入義務者）・土地の面積などを認定することになります。

■申告期限 3月31日(水)

■申告が必要な方

左表区域内の土地所有者

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係

TEL 0897-52-11224

○東予総合支所建設管理課
上下水道係

コミュニティ助成事業で 藪の内集会所が完成

コミュニティ助成事業は、(財)自治総合センターが宝くじの普及広報事業として、コミュニティ活動に助成を行うものです。

このたび平成21年度の助成を受けて、藪の内集会所が立派に完成しました。今後の活発なコミュニティ活動の拠点となることが期待されます。

■問合せ

市庁舎本館市民生活課
市民活動支援係

TEL 0897-52-11463



▲完成した藪の内集会所

市民に愛される水道に向けて

西条市使用料等審議会が水道料金の改正を答申

昨年9月24日に市が西条市使用料等審議会に諮問していた「水道料金の改正（統一）について」の答申がまとめられ、1月25日に答申書が提出されました。西条市使用料等審議会は、学識経験者と水道使用者など12名の委員で構成されており、この諮問内容については4度に渡る審議会を経て答申いただきました。

今後、市ではこの答申内容に基づき、水道料金改正に向けて検討を進めてまいります。

■答申の主な内容

- ①西条地区、東予地区、丹原地区、小松地区の水道料金等を統一する。
- ②水道メーターの口径により料金が異なる「口径別料金体系」とする。
- ③一定の使用水量まで同一の基本料金を設定する「基本水量付き」とする。
- ④使用水量が多いほど1立方メートル当たりの料金が高くなる「逓増制」とする。



▲市長に答申書を提出する星加隆夫会長（中央）と岩間壽子職務代理者（左）

問合せ 市庁舎本館下水道業務課 TEL0897-52-1352